

令和元年7月農業委員会定例会議事録

日時	令和元年7月18日(木)午後2時00分～	
場所	さぬき市寒川庁舎 3階 301・302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号～5号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第6号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第7号～9号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第10号～18号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第19号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第1号)
日程第7	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	5 松岡浩二 13 岩澤佳宣	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 脇谷哲士主任主事	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長）	<p>みなさんこんにちは。</p> <p>時候の挨拶</p> <p>本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認し調査いただいていると思いますのでよろしくお願い致します。また、本日、新規就農の案件があり、事前に各地区の代表者及び地区農業委員、会長職務代理者と私の8人で聞き取り調査を行っていますので、のちほど地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>さて、本日の出席は18名中16名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。</p> <p>では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは6番稲田委員、7番大塚委員の両委員さんよろしくお願い致します。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。</p>
事務局	<p>使用貸借終了農地返還通知について今月10件あり、報告第1号は借り手の変更による利用権の中途解約、第2号、第3号は農地機構、第4号は借り手の変更による利用権の中途解約、第5号、第6号は農地機構、第7号、第8号、第9号は売買による利用権の中途解約、第10号は貸人の要望による利用権の中途解約について報告。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第5号までを議題とし一括上程いたします。</p> <p>なお、今月の議案で第3号が●●委員の関係する議案となりますので、除斥対象議案となりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、第3号を除く議案について事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>第3条、議案第1号、第2号、第4号及び第5号については、経営規模の拡大であり、いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきまして、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。</p> <p>まず、●●地区の代表委員からの報告をお願いします。</p>
蓮井セツ子委員	<p>7月12日に現地調査を行い、問題ないと思います。よろしくお願い致します。</p>
議長（会長）	<p>続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。</p>

小川義洋委員	事務局の説明のとおり、●●地区の岡村委員報告により問題ないです。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
芳竹和政委員	去る16日に現地調査を行い、特に問題ないと思いますので、よろしく願い致します。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願い致します。
十河道夫委員	7月12日に現地調査を行い、問題ないと思います。事務局の説明のとおりです。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第3号を除く、議案第1号から第5号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第3号を除く議案第1号から第5号を原案のとおり認めることにつきましてお諮りします。議案第3号を除く議案第1号から第5号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第3号を除く議案第1号から第5号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	続きまして、●●委員の関係する議案である議案第3号の審議に入ります。 では、事務局から説明求めます。
事務局	議案第3号については、農業廃止、新規就農の所有権移転の案件で、ヒアリングを行いました。
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。 なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
小川義洋委員	この件に関してですが、田4,073.98㎡ですが、●●●●、1,421㎡については、現在、お米が作られています。他は全て荒地状態です。 ●●、●●、推進委員さんらと共に、現地見に行った結果、●●●●についてはきれいですが、他は荒れておりますので新規就農の方が耕すのは大変だろうと、まして●●の方から通って来られるとなると、ちょっと難しいので

はないか、出来ないだろうと私達の結論、みなさんの判断をよろしくお願ひ
します。

議長（会長） それでは、議案第3号につきまして、異議ありませんか。

上野壽雄委員 ●●ぐらいですかね。

小川義洋委員 先ほど、ヒアリングをしたのですが、●●●になるのかな。●●●●さん、
●●●。●●●におられてですね、現在の●●は●●●●、●●●●●。●
●●は●●●●●をなさっているそうです。●●●●●が●●、●●、●●●●で、
●、●、みな●●出て。●●はですね、野菜、有機栽培で作りたいという説
明がありました。私は別のところから聞いたのですが、●●がこちらに来て、
農業をするということについて、家族の方はあまり賛成でないと聞きました。
でも●●は、今日のヒアリングでは言わなかった。家族と一緒にするという
話でした。後は皆さんの判断に任せます。で、●●地区では、距離が離れて
おり、この度、購入すれば下限面積はクリア出来るけれど、●●から年間
150日、こちらに通って仕事できるのか、ちょっと難しいと。今までの●
●の仕事から考えると田んぼを耕すのは難しいかなと。以上です。

議長（会長） それでは、議案第3号につきまして、お諮りします。
地区代表委員から聞き取りで調査結果の報告がありましたが、農地法第3条
2項の不許可の項目に該当するので、不許可相当であると判断できますので
不許可としてよろしいでしょうか。

岡村義弘委員 元の人からそのまま農家の人に引継ぐなら良いけれど、これまで●●でも4
反買ってした人、全部パーになっている。トラクターなど破棄とか農機具と
かを譲り受けるとか、全部買うとかであれば分かるけれど、トラクターなど
で耕運できるのであれば。このままであれば草刈、テイラーだけでしかでき
ない。これでは、ちょっと難があるのではないか。個人の意見で。

上野壽雄委員 生活環境は、●●●。誰とする。

岩崎治樹委員 違う、持ち主。●●に来て都合で●●。目途を立ててやる。

小川義洋委員 持ち主とかは農業とはまったく関係ない。

上野壽雄委員 一反余りとかは。

小川義洋委員 委託。この人も、これも困っている。

岩崎治樹委員 やっぱり自分のところも1つ多い、小作して。自分のところも不安もある。

ヒアリングしたけれど、その●●●は将来、●●●●を作りたい。非農家さんで新規就農できるだろうかということで地区全員は反対、以上です。

議長（会長） 他にございませんか。

蓮池秋男委員 将来は、●●●●。将来は。

岩崎治樹委員 いつになるやらわからない。ただ、ただね、●●地区でも●●●が畑を1年しか作らず、去年でしたか太陽光やりたいと、これとまったくいっしょです。ヒアリング受けて、果たして、やれるでしょうか。新規就農で。

岡村義弘委員 これ●●からきて水管理とかは、離れており、元々は農家でもなく。ここで、こんな物を作りたいから、ここに来るとか項目がない。漠然としている。ここに計画が入っていない。かたでまで農家として4反持って機械がなかったら、これだけの枚数があるってできるか。普通の農家であっても難しい。

議長（会長） 他にございませんか。

それでは、議案第3号については、不許可といたします。

続きまして、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第6号を議題とし上程致します。では事務局の説明を求めます。

事務局 今回の非農地証明願いの案件は1件あり、面積にして2, 910㎡、5筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。

議案第6号は、昭和58年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

蓮井セツ子委員 議案第6号ですけれども今の事務局の説明のとおりでして、許可相当ということでご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） それでは地区代表委員の報告が終わりました。

議案第6号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号につきましてお諮りします。議案第6号につき異議ありませんか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第7号から第9号までを議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	今回の第4条の案件は3件あり、面積にして6,837㎡、7筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第7号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。併せ利用地があり申請地は旧●●町です。 議案第8号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●、●●で隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。無断転用、併せ利用地があり申請地は旧●●町です。 議案第9号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。無断転用、併せ利用地があり申請地は旧●●町です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。
蓮井セツ子委員	第7号ですが●●の案件、他は無断転用の是正で止むを得ないと思われま す。ご審議のほどよろしくお願い致します。 (佐藤委員 入室)
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。議案第7号から第9号につ きまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第7号から第9号につ きましてお諮りします。 議案第7号から第9号につ きまして異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。

議長（会長）	それでは、議案第7号から第9号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第10号から第18号までを議題とし一括上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>今回の第5号案件は9件であり、面積にして8,254㎡、13筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で、権利は賃借権の設定であり、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。一時転用、併せ利用地があり申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●で、権利は使用貸借権の設定で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。無断転用、併せ利用地があり農振個別除外事前協議済、申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第12号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●●●で、権利は所有権移転売買で隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。一部無断転用があり、申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第13号から第17号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●●●で、権利は所有権移転売買で隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。併せ利用地があり農振個別除外事前協議済、申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第18号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で、権利は地上権の設定で隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p>
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。まず、●●地区代表委員から報告をお願いします。
蓮井セツ子委員	議案第10号でございますが●●●●の一時転用でございますので、どうぞよろし

佐藤恭一委員	農地のまま、できないのでは。5条だったら地目を変える。一時転用との違いは。
事務局	一転転用の場合は造成して変わって、また、戻す。
佐藤恭一委員	●●●●、用地自体は。
事務局	耕作はしない。
佐藤恭一委員	農地ではないということ。完了届は出るのか。
事務局	出ます。●●●●ができているか、どうかということで。地目の変更は調べます。
佐藤恭一委員	一時転用と5条の区別がないので。はい。
議長（会長）	他にございませんか。それでは、議案第10号から第18号につきましてお諮りします。議案第10号から第18号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第10号から第18号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第6 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第19号を上程致します。なお、今月の議案で整理番号11番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。では、事務局から説明を求めます。
事務局	会長提出議案19号についてご説明致します。農地機構への所有権移転が1件あります。整理番号1出し手は、●●●●さんです。 続きまして、●●委員さんの議案を除いて25件となっております。個人が8件、中間管理機構が17件、合計25件となっております。25件のうち新規が23件、再設定が2件となっております。25件のうち、賃借権が3件、使用貸借権が22件となっております。賃借権の内訳としまして、現金1,000円が1件、1,500円が1件、5,500円が1件となっております。期間は、10年が7件、9年5ヶ月が1件、6年が8件、5年が5件、3年が3件、2年8ヶ月が1件となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので、一括して質疑に入りたいと思いますので、

質疑等のある場合は、整理番号等指定の上ご発言ください。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第19号について、整理番号11番以外について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることといたします。
続きまして、●●委員の関係議案である整理番号11番の審議に入ります。
●●委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長） では、事務局から説明を求めます。

事務局 整理番号11番です。委員さんの議案1件で期間6年の使用貸借権となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑に入ります。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、承認致します。退席している●●委員の着席を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として、「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） 暫時、休憩いたします。時間は15時10分に再開いたします。

議長（会長） 再開します。

それでは会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局 農用地利用配分計画60件について説明します。貸付先は個人が34件、法人が26件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が10件、使用貸借権が50件です。期間は2年11ヶ月が10件、5年11ヶ月が12件、9年4ヶ月が5件、9年11ヶ月が33件。利用内容は水稲、麦、露地等の作付けとなっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等に入ります。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認いたします。
本日、上程の議案については以上ですが、日程第7その他です。
事務局からお願いします。

事務局 事務連絡を報告する。

- ・次回定例会開催日
- ・県に対する「令和2年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」のための意見提出について
- ・2019年度農業委員会業務必携86号
- ・地域農業の将来を考えてみませんか！
- ・コウギク育成状況

佐藤恭一委員 空き家とセットで農地取得をする場合の農地法第3条の下限面積要件の緩和について（全国農業新聞2017年9月15日発行 配布）意見交換

議長（会長） 他にございませんか。
以上をもちまして、令和元年7月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（15時33分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・14名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・14名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 6番

署名委員 7番